

秋田市教育委員会 平成30年1月定例会 (資料)

【資料目次】

付議案件

議案第3号 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件

- ・ 改正理由 … 1
- ・ 新旧対照表 … 2

議案第4号 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

- ・ 改正理由 … 3
- ・ 新旧対照表 … 4

議案第5号 秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する件

- ・ 改正理由 … 7
- ・ 新旧対照表 … 8

議案第6号 秋田市公民館管理運営規則および秋田市公民館運営協力委員会規則を廃止する件

- ・ 廃止理由 … 9

議案第7号 秋田市將軍野高齢者学習センター管理運営規則の一部を改正する件

- ・ 改正理由 … 10
- ・ 新旧対照表 … 11

教育長等の報告

- (1) 平成29年度「新成人のつどい」の結果について … 12
- (2) 平成30年度全国学力・学習状況調査の参加等について … 14

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部改正

第1 改正理由

東小学校、上北手小学校共同調理場において実施する学校給食の対象校を定めるため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第2条関係（学校給食の対象校）

共同調理場等における学校給食の対象校を定める表に、東小学校、上北手小学校共同調理場に関する規定を加えるもの

2 附則関係

施行は、平成30年4月1日からとするもの

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則新旧対照表

改正案	現行																																														
<p>第1条 (略) (学校給食の対象校) 第2条 共同調理場等において実施する学校給食の対象校は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条 (略) (学校給食の対象校) 第2条 共同調理場等において実施する学校給食の対象校は、次のとおりとする。</p>																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="180 468 480 533">共同調理場等</th> <th data-bbox="480 468 780 533">対象校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="180 533 480 674">秋田市立外旭川小学校、外旭川中学校共同調理場</td> <td data-bbox="480 533 780 674">外旭川小学校および外旭川中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 674 480 779">秋田市立太平小学校、太平中学校共同調理場</td> <td data-bbox="480 674 780 779">太平小学校および太平中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 779 480 913">秋田市立下北手小学校、下北手中学校共同調理場</td> <td data-bbox="480 779 780 913">下北手小学校および下北手中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 913 480 1019">秋田市立将軍野中学校、土崎中学校共同調理場</td> <td data-bbox="480 913 780 1019">将軍野中学校および土崎中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1019 480 1124">秋田市立川尻小学校、山王中学校共同調理場</td> <td data-bbox="480 1019 780 1124">川尻小学校および山王中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1124 480 1229">秋田市立城東中学校、桜中学校共同調理場</td> <td data-bbox="480 1124 780 1229">城東中学校および桜中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1229 480 1364">秋田市立御所野小学校、御所野学院中学校共同調理場</td> <td data-bbox="480 1229 780 1364">御所野小学校および御所野学院中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1364 480 1469">秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場</td> <td data-bbox="480 1364 780 1469">勝平小学校および勝平中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1469 480 1603">秋田市立下新城小学校等共同調理場</td> <td data-bbox="480 1469 780 1603">下新城小学校、金足西小学校および秋田北中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1603 480 1850">秋田市立雄和学校給食センター</td> <td data-bbox="480 1603 780 1850">雄和小学校および雄和中学校ならびに岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1850 480 1951">秋田市立東小学校、上北手小学校共同調理場</td> <td data-bbox="480 1850 780 1951">東小学校および上北手小学校</td> </tr> </tbody> </table>	共同調理場等	対象校	秋田市立外旭川小学校、外旭川中学校共同調理場	外旭川小学校および外旭川中学校	秋田市立太平小学校、太平中学校共同調理場	太平小学校および太平中学校	秋田市立下北手小学校、下北手中学校共同調理場	下北手小学校および下北手中学校	秋田市立将軍野中学校、土崎中学校共同調理場	将軍野中学校および土崎中学校	秋田市立川尻小学校、山王中学校共同調理場	川尻小学校および山王中学校	秋田市立城東中学校、桜中学校共同調理場	城東中学校および桜中学校	秋田市立御所野小学校、御所野学院中学校共同調理場	御所野小学校および御所野学院中学校	秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場	勝平小学校および勝平中学校	秋田市立下新城小学校等共同調理場	下新城小学校、金足西小学校および秋田北中学校	秋田市立雄和学校給食センター	雄和小学校および雄和中学校ならびに岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校	秋田市立東小学校、上北手小学校共同調理場	東小学校および上北手小学校	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="798 468 1098 533">共同調理場等</th> <th data-bbox="1098 468 1398 533">対象校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="798 533 1098 674">秋田市立外旭川小学校、外旭川中学校共同調理場</td> <td data-bbox="1098 533 1398 674">外旭川小学校および外旭川中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 674 1098 779">秋田市立太平小学校、太平中学校共同調理場</td> <td data-bbox="1098 674 1398 779">太平小学校および太平中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 779 1098 913">秋田市立下北手小学校、下北手中学校共同調理場</td> <td data-bbox="1098 779 1398 913">下北手小学校および下北手中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 913 1098 1019">秋田市立将軍野中学校、土崎中学校共同調理場</td> <td data-bbox="1098 913 1398 1019">将軍野中学校および土崎中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1019 1098 1124">秋田市立川尻小学校、山王中学校共同調理場</td> <td data-bbox="1098 1019 1398 1124">川尻小学校および山王中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1124 1098 1229">秋田市立城東中学校、桜中学校共同調理場</td> <td data-bbox="1098 1124 1398 1229">城東中学校および桜中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1229 1098 1364">秋田市立御所野小学校、御所野学院中学校共同調理場</td> <td data-bbox="1098 1229 1398 1364">御所野小学校および御所野学院中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1364 1098 1469">秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場</td> <td data-bbox="1098 1364 1398 1469">勝平小学校および勝平中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1469 1098 1603">秋田市立下新城小学校等共同調理場</td> <td data-bbox="1098 1469 1398 1603">下新城小学校、金足西小学校および秋田北中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1603 1098 1850">秋田市立雄和学校給食センター</td> <td data-bbox="1098 1603 1398 1850">雄和小学校および雄和中学校ならびに岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校</td> </tr> </tbody> </table>	共同調理場等	対象校	秋田市立外旭川小学校、外旭川中学校共同調理場	外旭川小学校および外旭川中学校	秋田市立太平小学校、太平中学校共同調理場	太平小学校および太平中学校	秋田市立下北手小学校、下北手中学校共同調理場	下北手小学校および下北手中学校	秋田市立将軍野中学校、土崎中学校共同調理場	将軍野中学校および土崎中学校	秋田市立川尻小学校、山王中学校共同調理場	川尻小学校および山王中学校	秋田市立城東中学校、桜中学校共同調理場	城東中学校および桜中学校	秋田市立御所野小学校、御所野学院中学校共同調理場	御所野小学校および御所野学院中学校	秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場	勝平小学校および勝平中学校	秋田市立下新城小学校等共同調理場	下新城小学校、金足西小学校および秋田北中学校	秋田市立雄和学校給食センター	雄和小学校および雄和中学校ならびに岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校
共同調理場等	対象校																																														
秋田市立外旭川小学校、外旭川中学校共同調理場	外旭川小学校および外旭川中学校																																														
秋田市立太平小学校、太平中学校共同調理場	太平小学校および太平中学校																																														
秋田市立下北手小学校、下北手中学校共同調理場	下北手小学校および下北手中学校																																														
秋田市立将軍野中学校、土崎中学校共同調理場	将軍野中学校および土崎中学校																																														
秋田市立川尻小学校、山王中学校共同調理場	川尻小学校および山王中学校																																														
秋田市立城東中学校、桜中学校共同調理場	城東中学校および桜中学校																																														
秋田市立御所野小学校、御所野学院中学校共同調理場	御所野小学校および御所野学院中学校																																														
秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場	勝平小学校および勝平中学校																																														
秋田市立下新城小学校等共同調理場	下新城小学校、金足西小学校および秋田北中学校																																														
秋田市立雄和学校給食センター	雄和小学校および雄和中学校ならびに岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校																																														
秋田市立東小学校、上北手小学校共同調理場	東小学校および上北手小学校																																														
共同調理場等	対象校																																														
秋田市立外旭川小学校、外旭川中学校共同調理場	外旭川小学校および外旭川中学校																																														
秋田市立太平小学校、太平中学校共同調理場	太平小学校および太平中学校																																														
秋田市立下北手小学校、下北手中学校共同調理場	下北手小学校および下北手中学校																																														
秋田市立将軍野中学校、土崎中学校共同調理場	将軍野中学校および土崎中学校																																														
秋田市立川尻小学校、山王中学校共同調理場	川尻小学校および山王中学校																																														
秋田市立城東中学校、桜中学校共同調理場	城東中学校および桜中学校																																														
秋田市立御所野小学校、御所野学院中学校共同調理場	御所野小学校および御所野学院中学校																																														
秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場	勝平小学校および勝平中学校																																														
秋田市立下新城小学校等共同調理場	下新城小学校、金足西小学校および秋田北中学校																																														
秋田市立雄和学校給食センター	雄和小学校および雄和中学校ならびに岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校																																														
以下 (略)	以下 (略)																																														

秋田市教育委員会行政組織規則の一部改正

第1 改正理由

将軍野高齢者学習センターの分館の名称および位置を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第8条関係（事務局の分掌事務等）

生涯学習室の分掌事務から公民館に関する事務を削るもの

2 第18条関係（公民館の分掌事務等）

公民館の分掌事務等に関する規定を削除するもの

3 第19条関係（将軍野高齢者学習センターの分掌事務等）

将軍野高齢者学習センターの分館の名称を土崎みなと会館とし、その位置および分掌事務を定めるとともに、規定を整備するもの

4 第19条の2関係（視聴覚ライブラリーの分掌事務等）

規定を整備するもの

5 第27条関係（職員の職）

公民館に置く職を削るもの

6 附則関係

施行は、平成30年4月1日からとするもの

秋田市教育委員会行政組織規則新旧対照表

改 正 案	現 行				
目次 (略)	目次 (略)				
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (略)				
(事務局の分掌事務等)	(事務局の分掌事務等)				
第8条 (略)	第8条 (略)				
2 (略)	2 (略)				
3 生涯学習室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。	3 生涯学習室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。				
(1)～(13) (略)	(1)～(13) (略)				
(14) 太平山自然学習センター、自然科学学習館および図書館との連絡調整に関すること。	(14) 太平山自然学習センター、自然科学学習館、 <u>公民館</u> および図書館との連絡調整に関すること。				
(15) (略)	(15) (略)				
第9条～第17条 (略)	第9条～第17条 (略)				
	<u>(公民館の分掌事務等)</u>				
	<u>第18条 秋田市公民館設置条例(昭和29年秋田市条例第44号。以下「公民館条例」という。)の規定による公民館(以下「公民館」という。)の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</u>				
	<u>(1) 定期講座、各種学級等の実施に関すること。</u>				
	<u>(2) 討論会、講習会、実習会、展示会等の開催に関すること。</u>				
	<u>(3) 視聴覚教育の器材の整備および実施運営に関すること。</u>				
	<u>(4) 社会教育関係団体等の育成に関すること。</u>				
	<u>(5) 市民憲章の推進に関すること。</u>				
	<u>(6) 公民館運営協力委員会に関すること。</u>				
	<u>(7) 分館に関すること(北部公民館に限る。)</u>				
	<u>(8) 公民館の予算経理に関すること。</u>				
	<u>2 公民館条例第3条の規定による分館の名称および位置は、次のとおりとする。</u>				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田市土崎みなと 会館</td> <td>秋田市土崎港中央六丁目4番16 号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	秋田市土崎みなと 会館	秋田市土崎港中央六丁目4番16 号
名称	位置				
秋田市土崎みなと 会館	秋田市土崎港中央六丁目4番16 号				
	<u>3 前項の分館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</u>				
	<u>(1) 生涯学習および社会教育活動の集会に関すること。</u>				

(將軍野高齢者学習センターの分掌事務等)

第18条 秋田市將軍野高齢者学習センター設置条例(昭和63年秋田市条例第30号。以下「高齢者学習センター条例」という。)の規定による將軍野高齢者学習センターの分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 高齢者の学習および集団活動の利用に関すること。
- (2) 高齢者の仲間づくり等の場の提供に関すること。
- (3) 地域の諸会合の利用に関すること。
- (4) 分館に関すること。

2 高齢者学習センター条例第3条の規定による分館の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田市土崎みなと 会館	秋田市土崎港中央六丁目4番16 号

3 前項の分館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 生涯学習および社会教育活動の集会に関すること。
- (2) 地域の自治活動等の諸集会の利用に関すること。

第19条 (略)

第20条～第26条 (略)

(職員の職)

第27条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)	上司の命を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
3	館長	自然科学学習館 図書館	
(略)	(略)	(略)	
(略)			

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、

(2) 地域の自治活動等の諸集会の利用に関すること。

(將軍野高齢者学習センターの分掌事務)

第19条 秋田市將軍野高齢者学習センター設置条例(昭和63年秋田市条例第30号)の規定による將軍野高齢者学習センターの分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 高齢者の学習および集団活動の利用に関すること。
- (2) 高齢者の仲間づくり等の場の提供に関すること。
- (3) 地域の諸会合の利用に関すること。

第19条の2 (略)

第20条～第26条 (略)

(職員の職)

第27条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)	上司の命を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
3	館長	自然科学学習館 公民館 図書館	
(略)	(略)	(略)	
(略)			

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、

必要に応じて、次の左欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
(略)			
(略)	(略)	(略)	所属長を補佐し、所管の事務を処理する。
6	副館長	自然科学学習館 図書館	
(略)	(略)	(略)	
(略)			

3 (略)

以下 (略)

必要に応じて、次の左欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
(略)			
(略)	(略)	(略)	所属長を補佐し、所管の事務を処理する。
6	副館長	自然科学学習館 公民館 図書館	
(略)	(略)	(略)	
(略)			

3 (略)

以下 (略)

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正

第1 改正理由

北部公民館の廃止に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第2条関係（補助執行）

規定を整備するもの

2 附則関係

施行は、平成30年4月1日からとするもの

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(補助執行)</p> <p>第2条 市長の補助機関の職員に次に掲げる事務を補助執行させる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 地域における社会教育に関すること（生涯学習室、図書館その他の教育機関の所管に属するものを除く。）。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(補助執行)</p> <p>第2条 市長の補助機関の職員に次に掲げる事務を補助執行させる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 地域における社会教育に関すること（生涯学習室および公民館、図書館その他の教育機関の所管に属するものを除く。）。</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市公民館管理運営規則および秋田市公民館運営協力委員会規則
の廃止

第1 廃止理由

北部公民館の廃止に伴い、現行の規則を廃止しようとするものである。

第2 廃止規則

次に掲げる規則を廃止するもの

- (1) 秋田市公民館管理運営規則
- (2) 秋田市公民館運営協力委員会規則

※廃止は、平成30年4月1日からとする。

秋田市将軍野高齢者学習センター管理運営規則の一部改正

第1 改正理由

土崎みなと会館を将軍野高齢者学習センターの分館にすることに伴い、土崎みなと会館の使用時間を定めるとともに規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第1条関係（趣旨）

規定を整備するもの

2 第3条関係（使用時間）

土崎みなと会館の使用時間について定めるとともに、規定を整備するもの

3 附則関係

施行は、平成30年4月1日からとするもの

秋田市将軍野高齢者学習センター管理運営規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、秋田市将軍野高齢者学習センター設置条例（昭和63年秋田市条例第30号。以下「条例」という。）<u>第4条の規定に基づき</u>、秋田市将軍野高齢者学習センター（以下「高齢者学習センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(使用時間)</p> <p>第3条 高齢者学習センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。<u>ただし、土崎みなと会館にあっては、4月1日から9月30日までの間については午前6時から午後9時まで、10月1日から翌年3月31日までの間については午前7時から午後9時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の使用時間は、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、秋田市将軍野高齢者学習センター設置条例（昭和63年秋田市条例第30号。以下「条例」という。）<u>第3条の規定に基づき</u>、秋田市将軍野高齢者学習センター（以下「高齢者学習センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(使用時間)</p> <p>第3条 高齢者学習センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。<u>ただし、教育委員会</u><u>が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを</u><u>変更することができる。</u></p> <p>以下 (略)</p>

平成29年度「新成人のつどい」の結果について

1 参加状況等

- (1) 新成人 2,370人(男 1,212人 女 1,158人)
参加率 81.8%(対象新成人数 2,898人)

年度	男			女			全体		
	対象者数 (人)	参加者数 (人)	参加率 (%)	対象者数 (人)	参加者数 (人)	参加率 (%)	対象者数 (人)	参加者数 (人)	参加率 (%)
24	1,482	1,202	81.1%	1,464	1,215	83.0%	2,946	2,417	82.0%
25	1,529	1,221	79.9%	1,439	1,092	75.9%	2,968	2,313	77.9%
26	1,598	1,329	83.2%	1,511	1,292	85.5%	3,109	2,621	84.3%
27	1,542	1,336	86.6%	1,433	1,158	80.8%	2,975	2,494	83.8%
28	1,523	1,315	86.3%	1,454	1,249	85.9%	2,977	2,564	86.1%
29	1,497	1,212	81.0%	1,401	1,158	82.7%	2,898	2,370	81.8%

※平成29年度の対象者数：平成9年4月2日から平成10年4月1日までに出生した方

- (2) 来賓・主催者等

ア 来賓 39人(国会議員0人、県議会議員4人、市議会議員35人)

イ 恩師 83人

ウ 主催者・教育委員・社会教育委員 16人

※ その他 市職員 101人

交通指導隊・駐車場整理 34人

報道関係 9社

新成人の家族 468人

警察関係 70人

2 シャトルバス利用状況

【往路】		秋田駅	市役所	計	H28	H27	H26
①	11:30発-11:55着(25分間)	31人	2人	33人	71人	52人	36人
②	11:45発-12:10着(25分間)	6人	0人	6人			
③	12:00発-12:27着(27分間)	8人	3人	11人			
小計		45人	5人	50人			

【復路】		市役所	秋田駅	計	H28	H27	H26
①	15:10発-15:35着(25分間)	8人	18人	26人	63人	38人	49人
②	15:15発-15:35着(20分間)	0人	1人	1人			
③	15:20発-15:37着(17分間)	0人	7人	7人			
小計		8人	26人	34人			

【往復合計】	H29	H28	H27	H26	H25
利用人数	84人	134人	90人	85人	164人
前年度と比較	△50人	44人	5人	△79人	△52人

3 アンケート調査結果

調査人数

項目	調査人数
男	170人
女	112人
計	282人

(1) 式典の印象について

項目	良かった	普通	悪かった	無回答
男	70.0%	28.2%	1.2%	0.6%
女	57.1%	42.9%	0.0%	0.0%
計	64.9%	34.0%	0.7%	0.4%
H28	64.6%	33.3%	1.7%	0.4%
H27	62.3%	36.8%	0.9%	0.0%
H26	52.6%	45.0%	2.4%	0.0%
H25	68.5%	31.5%	0.0%	0.0%

(2) 新成人の式典への参加マナーについて

項目	良かった	普通	悪かった	無回答
男	44.1%	50.6%	2.9%	2.4%
女	45.5%	49.1%	5.4%	0.0%
計	44.7%	50.0%	3.9%	1.4%
H28	51.0%	43.8%	5.2%	0.0%
H27	38.1%	56.1%	4.6%	1.2%
H26	16.4%	64.1%	19.5%	0.0%
H25	42.1%	51.1%	5.7%	1.1%

(3) アトラクションの中で良かったもの（複数回答可）

項目	合唱	ビデオ メッセージ	PR動画	ライブ	ふれあい タイム	無回答
男	41.2%	37.1%	13.5%	26.5%	41.2%	0.6%
女	41.1%	33.0%	8.0%	18.8%	34.8%	0.0%
計	41.1%	35.5%	11.3%	23.4%	38.7%	0.4%

(4) 会場までの交通手段

項目	自家用車 友人の車	家族や 親戚の車	シャトル バス	タクシー	路線バス	歩き	その他	無回答
男	60.0%	25.9%	4.7%	1.2%	2.9%	4.7%	0.6%	0.0%
女	67.0%	22.3%	4.5%	1.8%	0.9%	2.7%	0.9%	0.0%
計	62.8%	24.5%	4.6%	1.4%	2.1%	3.9%	0.7%	0.0%

平成30年度全国学力・学習状況調査への参加等について

- 1 実施日 ・平成30年4月17日(火)
- 2 参加について ・参加
- 3 主な変更点について
 - (1) 理科の実施
 - (2) 英語の予備調査の実施(抽出) ※本市は該当せず
- 4 調査結果の活用について
 - (1) 調査結果の個票データ等を、大学等の研究者や国等の行政機関の職員に貸与する

ア 公表・貸与するデータの範囲

	抽出規模 (想定)	地域情報 (教育委員会名、 学校名)	解答状況 (教科)	回答状況 (児童生徒 質問紙)	回答状況 (学校質問紙)
①パブリック ユースデータ 文科省がHPで公表予定	無作為抽出 (小中2,000人 程度)	×	○	○	△
②匿名データ	無作為抽出 (2割程度)	×	○	○	○
③個票データ 申請により貸与する データが異なる	貸与申請された データ	○	○	○	○

イ 本市の対応

①、②のデータについては貸与する。③については貸与しない。

(2) 小学校調査の結果を中学校に送付することが可能となる

・今年度から、小学校の個人票を進学先中学校に送付